

「株券上場審査基準」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	2
3 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	3
4 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	5
5 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	6

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(総売買高等への通知及び公表)</p> <p>第62条 証券取引法(昭和23年法律第25条。以下「法」という。)第116条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、書面を通じて行うものとする。</p> <p>(内閣総理大臣への報告)</p> <p>第63条 法第117条の規定による本所の市場における毎日の相場等の内閣総理大臣への報告は、書面を通じて行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>(総売買高等への通知及び公表)</p> <p>第62条 証券取引法(昭和23年法律第25条。以下「法」という。)第122条の規定による本所の市場における毎日の総取引高等の通知及び公表は、書面を通じて行うものとする。</p> <p>(内閣総理大臣への報告)</p> <p>第63条 法第123条の規定による本所の市場における毎日の相場等の内閣総理大臣への報告は、書面を通じて行うものとする。</p>

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書並びに発行登録追補書類及びこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類並びに半期報告書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからrまでに適合していること。</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 次の(a)及び(b)に適合していること。</p> <p>(a) 上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)若しくは各営業期間(当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各計算期間若しくは各営業期間における中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>(b) (略)</p> <p>k～r (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからrまでに適合していること。</p> <p>a～i (略)</p> <p>j 次の(a)及び(b)に適合していること。</p> <p>(a) 上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各計算期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)若しくは各営業期間(当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各計算期間若しくは各営業期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等(有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類並びに半期報告書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>(b) (略)</p> <p>k～r (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。ただし、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類</p>	

に係る参照書類については、同日以後に内閣総理大臣等に提出されるものから適用する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)～(6) (略) (7) 虚偽記載又は不適正意見等 a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、 有価証券報告書等について、内閣総理大臣 等から訂正命令(原則として、法第10条 (法第24条の2及び第24条の5におい て準用する場合を含む。)又は第23条の 10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付 命令(法第172条第1項(同条第4項に おいて準用する場合を含む。)に係る命令) を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは 証券取引等監視委員会により法第197条 若しくは第207条に係る告発が行われた 場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行 登録書又は訂正報告書を提出した場合であ って、その訂正した内容が重要と認められ るものである場合をいうものとする。 b～g (略) (8)～(10) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行 する。</p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)～(6) (略) (7) 虚偽記載又は不適正意見等 a 第7号aに規定する「虚偽記載」とは、 有価証券報告書等について、内閣総理大臣 等から訂正命令(原則として、法第10条 (法第24条の2及び第24条の5におい て準用する場合を含む。)又は第23条の 10に係る訂正命令)を受けた場合又は内 閣総理大臣等又は証券取引等監視委員会に より法第197条若しくは第207条に係 る告発が行われた場合、又はこれらの訂正 届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を 提出した場合であって、その訂正した内容 が重要と認められるものである場合をいう ものとする。 b～g (略) (8)～(10) (略)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い (不動産投信特例第4条)関係 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 株券上場審査基準の取扱い2.(7) aの規定は、第1項第2号jの(a)に規定する「虚偽記載」について、同取扱い2.(7)c((b)を除く。)の規定は、第1項第2号jの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、同取扱い2.(7)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(最近1年間に終了する計算期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い (不動産投信特例第4条)関係 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 株券上場審査基準の取扱い2.(7) aの規定は、第1項第2号jの(a)に規定する「虚偽記載」について、同取扱い2.(7)c((b)を除く。)の規定は、第1項第2号jの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」について、それぞれ準用する。この場合において、<u>同取扱い2.(7)a中「訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書」とあるのは「訂正届出書又は訂正報告書」と</u>、同取扱い2.(7)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(最近1年間に終了する計算期間又は営業期間の財務諸表等に添付されるものを除く。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(10)～(12) (略)</p>